

別表（第2条、第3条関係）

区 分	事 業 名	補 助 対 象 経 費	補 助 率
商工会議所事業補助金	経営改善補助事業	東海商工会議所が経営指導員等を設置して行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業に要する人件費（退職関係費を除く。以下同じ。）	人件費総額から県の補助金を差し引いた残額の55パーセント以内
	商工会議所組織強化補助事業	東海商工会議所が行う組織強化事業に要する経費のうち、会議費、講師謝礼、広告費、消耗印刷費、委託料及び会場設営費	補助対象経費の50パーセント以内
	東海市物産PR補助事業	東海商工会議所が行う物産PR事業に要する経費のうち、旅費、PR物品購入費、運搬費、傭人料、借上げ料、出店費負担金及び消耗品費	補助対象経費の100パーセント以内
	特産品発掘支援補助事業	東海商工会議所が行う特産品発掘支援事業に要する経費のうち、会議費、講師謝礼、広告費及び消耗印刷費	補助対象経費の50パーセント以内
	地域振興開発補助事業	東海商工会議所が行う地域振興開発事業に従事する職員の人件費	総務振興課職員の人件費の総額の15パーセント以内
	人材育成講座補助事業	東海商工会議所が行う会員事業所の従業員に対し行う研修事業に要する経費のうち、講師謝礼、広告費及び消耗印刷費	補助対象経費の75パーセント以内
	中小企業・小規模事業者雇用促進支援補助事業	東海商工会議所が行う地域の中小企業や小規模事業者の人材確保のための学生等への情報発信及び就職フェアの開催に要する経費	補助対象経費の50パーセント以内
街路灯整備事業補助金	街路灯事業	街路灯の新設に要する経費	補助対象経費の50パーセント以内
		街路灯の修理に要する経費	補助対象経費の50パーセント以内
街路灯電灯料補助金	街路灯電灯料	街路灯の電灯料	補助対象経費の90パーセント以内
商業団体事業補助金	団体設立事業	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく団体の設立事業に要する経費のうち、賃金、謝金、旅費（講師旅費を含む。）、会議費、資料費、消耗品費、印刷製本費、通信費、調査費、会場費及び登記料	補助対象経費の100パーセント以内

	共同施設事業	共同店舗	共同店舗の新設、増改築及び改装に要する経費（土地購入費及び借地料を除く。）	補助対象経費の20パーセント以内。ただし、1,500万円を限度とする。
		環境施設	アーチ、アーケード、カラー舗装、モニュメント、遊園施設、駐車場等の共同施設及びこれらに付属する施設の設置に要する経費（土地購入費及び借地料を除く。）	
		放送設備等	商店街又は共同店舗内における放送設備、冷暖房施設等の設置に要する経費	
		事務合理化機器及び情報化推進設備	パーソナルコンピュータ、複写機、オフセット印刷機等OA機器の購入に要する経費並びに共同POSシステム及び共同カードシステムの設置に要する経費	
	共同事業		講習会、講演会、研修会、研究会、展示会、見本市、競技会、表彰、調査・情報提供、宣伝、催事等の共同事業に要する経費のうち、賃金、謝金、旅費（講師旅費を含む。）、会議費、資料費、消耗品費、印刷製本費、通信費、イベント費、折込料及び会場費	補助対象経費の25パーセント以内
	借地共同駐車場設置事業		次に掲げる要件を備える借地共同駐車場の設置に要する借地料。ただし、補助期間5年以内とする。 (1) 主として顧客が無料で利用するものであること。 (2) 駐車台数が5台以上のものであること。 (3) 当該駐車場の入口にその利用方法等が明確に表示されているものであること。 (4) 借地契約期間が3年（共同施設事業に係る補助を受ける場合は5年）以上のものであること。 (5) 当該団体が維持管理するものであること。	補助対象となる借地料の40パーセント以内。ただし、63万円を限度とする。